

(案)
業 務 契 約 書

支出負担行為担当官 箕輪 富男（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、令和8年度国有林林道等交通安全指導業務（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

契 約 条 項

（実施する業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙と契約し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（1）業務名 令和8年度国有林林道等交通安全指導業務

（2）業務の内容等

国有林林道等交通安全指導業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び令和8年度国有林林道等交通安全指導業務内訳書（以下「内訳書」という。）のとおり。

（3）履行期間

令和9年3月31日まで

（業務の遂行）

第2条 乙は、契約した業務を仕様書及び内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

（契約金額）

第3条 甲は、業務に要する費用として、金 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）を支払うものとする。乙は、契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

2 当該内容を変更するときは、第12条の定めによる。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第5条 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を

得なければならない。

- 4 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3条に規定する金額の限度額50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(業務計画書の提出)

第6条 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書及び内訳書に基づいて、業務計画書を提出しなければならない

(完了報告)

第7条 乙は、業務が終了したとき(事業を中止し、又は廃止した時を含む。)は、業務の成果を記載した完了報告書及び関係附属書類を甲に提出するものとする。

(検査)

第8条 甲は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第10条 甲は、前条の規定により、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。

- 3 乙は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を甲に提出するものとする。

- 4 甲の責めに帰すべき事由により、第1項(第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(業務の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止(廃止)申請書を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第8条から第10条の規定に準じ精算するものとする。

(業務の変更)

第12条 甲は、前条に規定する場合を除き、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合に、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して契約の変更を行うものとする。

3 第1項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第14条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(業務内容の調査)

第15条 甲は、必要に応じ、乙に対し、事業の実施状況、経費の使途その他の必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第16条 乙は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第17条 乙は、この業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第20条 別紙1のとおり

(疑義の解決)

第21条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

(甲) 秋田県秋田市中通5丁目9番16号
支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 印

(乙)

印

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

国有林林道等交通安全指導業務仕様書

1 一般事項

本業務は、東北森林管理局管内一円の交通安全指導業務を委託する国有林林道等（別添 2 に示す路線。以下「対象路線」という。）を対象に実施し、交通安全指導、林道交通事故の調査・分析等を実施する。

2 交通安全指導

(1) 宣伝カーによる交通安全の呼び掛け（以下「呼び掛け」という。）

- ① 呼び掛け対象路線、延長は、別添 2 による。
- ② 呼び掛けは、林道利用者への交通安全の啓発、交通事故防止のための注意事項等を指導するものとする。
- ③ 宣伝カーには林道交通安全への注意を喚起する標語等を掲示して、啓発効果を高めるものとする。
- ④ この呼び掛けは、対象路線の交通量が多い時期に行うものとする。
- ⑤ 歩行者等に対しては、直接注意を喚起するものとする。
- ⑥ 呼び掛けの実施に際しては、当該林道管理者等と経路及び呼び掛け内容等について十分な打ち合わせを行い、円滑に実施するものとする。
- ⑦ 豪雨等により林道が損傷し、宣伝カーの通行が不能となった場合には、その地点を呼び掛けの終点とする。

(2) 安全啓発チラシの作成・配布

- ① 安全啓発チラシの内容は、イラストや図表等を使用して視覚的に分かり易くしたもので、東北森林管理局の名称を記したものとする。
- ② チラシの内容については協議のうえ作成するものとする。
- ③ 安全チラシは対象路線 1 路線につき 20 部作成し、呼び掛け等の際に林道利用者に配布するほか、地域の関係諸団体等へ配布するものとする。

3 林道における交通事故の調査・分析等

(1) 林道交通事故の調査・分析

対象路線で発生した林道交通事故のうち、林道管理者等の指示のあるものについて、都度、事故の内容、原因等を調査分析し、今後の対応方針を取りまとめ報告をおこなう。

(2) 林道交通安全に係るセーフティーネットの整備

東北森林管理局が管理する林道等の全路線（路線数や延長については別添 1 による。）を対象に、当該路線における管理者の責に帰する交通事故が発生した場合のセーフティーネットとして、別添 1 の内容を網羅する林道損害賠償責任保険へ加入するとともに、事故が発生した場合の保険事務処理を行うものとする。

なお、保険加入後、速やかに保険加入証書等関係書類の写しを発注者へ提出すること。

4 携帯電話等通信可能地点調査について

別紙 3 「携帯電話等通信可能地点調査特記仕様書」による。

5 調査報告書等

(1) 対象路線における呼び掛け、携帯電話等通信可能地点調査が終了した際には、実行した交通

安全指導延長や、携帯電話等通信可能地点調査箇所等について、とりまとめを行い、速やかに監督職員に報告すること。

- (2) 業務が終了したときは、対象路線を管轄する森林管理署等に業務実施結果を報告したのち、契約条項第7条に基づき、下記報告書等を提出するものとする。

① 業務実施結果報告書

※業務実施結果報告書には、業務が適切に実施されたことが明確に判断できる野帳・写真帳を含めるものとし、2部作成する（1部は署単位に作成すること）。

② 完了報告書

③ 業務日誌

- (3) 上記報告書等、写真は電子データで作成し、紙媒体のほか CD もしくは DVD においても納品すること。ただし、CD もしくは DVD の納品数は1部とする。

6 その他

- (1) 自然災害等の不測の事態が発生した場合にあっては、森林管理局署等が別途指示を行う場合がある。

- (2) 本業務の旅費及び宿泊費の取扱いについて、旅費については、積算上の基地を秋田市として、秋田市⇒青森県内（青森市→〇〇署→青森市→◆◆署→…→青森市）⇒岩手県内（盛岡市→◎◎署→盛岡市→××署→…→盛岡市）⇒宮城県内（仙台市→△△署→仙台市→▼▼署→…→仙台市）⇒山形県内（山形市→□□署→山形市→●●署→…→山形市）⇒秋田県内（秋田市→■ ■署→秋田市→▲▲署→…→◇◇署）⇒秋田市の順序で移動する場合で計上する。ただし、やむを得ない事情で、これと実態が大幅に乖離する場合は、監督職員と協議し別途定めることができる。宿泊費は、原則として「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知）に準じて積算、また設計変更するものとする。宿泊費基準額を上限とした実費支給であり、設計変更時に官積算額と実費額の比較をおこなうことから、設計変更時点までに宿泊実績報告書（様式1）及び実際に支払った証明書類（領収書等）を監督職員に提出するものとする。なお、証明書類には、宿泊日数（宿泊期間）、宿泊日数、宿泊金額（1人1日当たり単価又は総額）が明記されているものとする（必要な情報が示されていない場合、実績として認められない場合がある）。

様式1

滞在期間	宿泊日数 (日)	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
R7. 4. 1～4. 7	6	10,000	60,000	
R7. 5. 1～5. 6	5	12,000	60,000	
計	11		120,000	

- (3) 林道の位置の確認や資料作成のための貸与図面として国有林野施業実施計画図を下記に示す東北森林管理局ホームページの該当ページからダウンロードできるので必要に応じて利用すること。

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/kokuyuurinzumen.html>

携帯電話等通信可能地点調査特記仕様書

1 業務内容

携帯電話等通信可能地点調査は、林道を通行して国有林野に入林した者が、緊急時における連絡又は通報等が必要となった場合の迅速な対応に資するよう、主として現地調査により、4Gスマートフォン（以下「スマホ」という。）の電波受信状態及び通話可能状況（以下「受信状態等」という。）を把握するとともに、林道利用者へ情報提供するための看板を作成し、設置、現地表示を行うものとする。

2 現地調査

- (1) 調査は、日本国内の契約者数が多い電気通信事業会社である、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の3社が提供する4G通信サービスが利用できるスマホ3台（各社1台）により実施する。
- (2) 現地調査は、別添2に示す対象路線において、林道起終点及び概ね2.0km間隔を基本として調査地点を設定し、スマホを用いて通話発信により電波の受信状態等を調査する。ただし、概ね2.0km間隔の任意の調査地点において、スマホ3台全てについて電波の受信状態が悪く通話が不可能な場合には、当該調査地点の前後それぞれ50m程度を調査し、いずれか1台以上のスマホが通話可能な地点を調査地点とする。
- (3) 通信可能状況は、各調査地点から当該林道を管理する森林管理(支)署等へ架電し、通話することにより把握する。

3 看板作成、設置

- (1) 看板には、調査に使用した3社のスマホの電波受信状態を標示する。
- (2) 前項2(2)により調査地点外となった場合は、受信不能として看板を設置する。ただし、調査地点外区間が連続した場合は看板を設置しないこととする。
- (3) 看板は、A4版用紙に印刷しラミネートパウチ加工を施すものとする。その際の様式は、別紙4「標示例」を参照とすること。
- (4) 看板は、各調査地点において林道から視認し易い位置に野立看板により設置し、その規格は1本柱（径：9cm、長さ：1.8m）でB4サイズ程度のアルミ板を固定し、3(2)の看板を貼り付けるものとする。その際、野立看板が設置困難な場合は、適当な方法で設置し、容易に移動又は損傷しないようにしなければならない。なお、1本柱については、別紙5「木材の調達に関する特記仕様書」に準ずるものとし、1、2、3、5について適用する。

4 調査結果等の整理

- (1) 現地調査の結果は、携帯電話等通信可能地点調査表（様式8）に整理するとともに、国有林野施業実施計画図に携帯電話通信可能地点を図示する。なお、国有林野施業実施計画図については、次に示す東北森林管理局ホームページの該当ページからダウンロードすること。
<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/kokuyuurinzumen.html>
- (2) 現地調査における調査地点の写真及び看板設置状況の写真は、写真帳に整理する。
- (3) この調査の実施に要した人員及び作業内容について、業務日誌（様式7）に整理するとともに、調査に使用した資機材等に要した費用を任意の様式に整理する。

5 調査報告書等

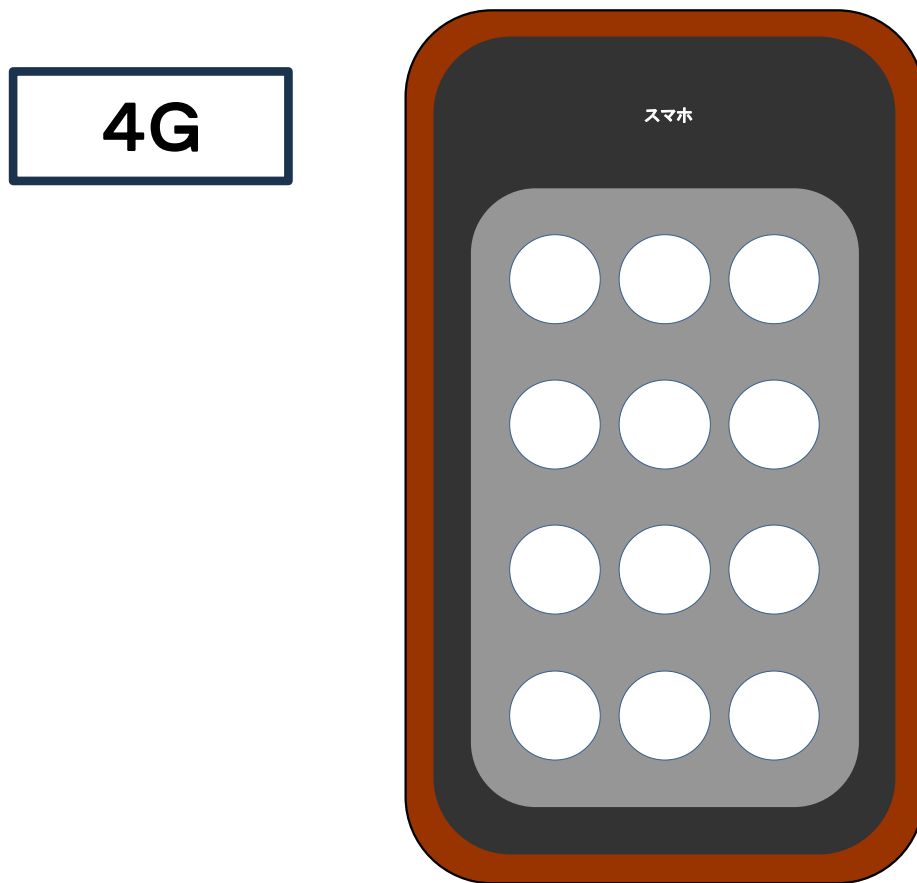
4により整理した調査結果等については、別紙2「国有林林道等交通安全管理業務仕様書」5の調査報告書等に含めて作成、提出する。

別紙4 「標示例（携帯キャリアAが通話不可能な場合の事例）」

携帯電話等通話可能

ポイント表示

2026年〇月時点



携帯キャリアD

~~携帯キャリアA~~

携帯キャリアS

※ 気象条件や電波状況により通話できない場合があります。

〇〇林道 起点より〇〇km地点

木材の調達に関する特記仕様書

林道工事の施工に係る木材について、次によるものとする。

- 1 間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。
- 2 前記 1 の木材のうち、合法性、持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し確認をうけること。
- 3 現場で発生した支障木等を利用する場合は、監督職員の指示に従うとともに、必要な手続きを行うこと。
- 4 林道工事の施工に木材を使用した場合は、工事看板又は工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を表記すること（別途定規図がある場合又は監督職員が別途指示する場合は、それによること）。
 - (1) 松くい虫被害地域から生産された材（駆除措置が行われたものを除く。）を松くい虫被害未発生地域（侵入していない地域）に持ち込まないこと。
 - (2) 松くい虫被害未発生地域（侵入していない地域）からの持ち込みであってもマツ類材の状態や松くい虫の付着の有無、脱出孔、産卵痕等を確認し、異常が見られる場合は監督職員に報告するとともに、適切な措置（県森林病虫害防除担当部局への通報を含む。）を講じること。

※マツ類とは、マツ科マツ属のアカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ（ヒメコマツ）等のほか外国産マツであって、松くい虫（森林病虫害等防除法に規定する「松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫」、以下同じ。）による被害を受けるおそれのある樹種とする。

別添

令和8年度 国有林林道等交通安全指導業務 内訳書

業 務	数量	単位	備 考
交通安全管理業務	1	式	
林道損害賠償責任保険	1	式	対象延長10,341km、別添1 賠償責任保険内容のとおり
交通安全呼び掛け 安全啓発チラシ配布	95 1,900	路線 部	別添2 業務対象路線のとおり
携帯電話等通信可能地点調査 通信可能地点看板設置	12 46	路線 箇所	別添2 業務対象路線のとおり 別添2 業務対象路線のとおり
交通事故等報告	-	式	事故等発生の都度
報告書作成	2	部	電子成果品含む
計			

国有林林道等の全路線・延長を対象とした賠償責任保険内容

内 容	てん補限度額	対 象
	千円	対象路線・延長のとおり
対人賠償		
・てん補限度額		
1名	50,000	
1事故又は1請求	500,000	
・免責金額	10	
対物賠償		
・てん補限度額		
1事故又は1請求	15,000	
・免責金額	10	

○対象路線・延長

(支) 署 名	路 線 数 等	延長(km)	備 考
津軽森林管理署	相馬林道外167路線	722	
津軽森林管理署金木支署	金木山林道外104路線	361	
青森森林管理署	下折紙林道外144路線	467	
下北森林管理署	栗山林道外290路線	891	
三八上北森林管理署	黒森山林道外218路線	620	
岩手北部森林管理署	切通林道外112路線	347	
三陸北部森林管理署	豊間根林道外119路線	402	
三陸北部森林管理署久慈支署	野田林道外54路線	188	
三陸中部森林管理署	篠倉沢林道外68路線	218	
盛岡森林管理署	藪川林道外136路線	393	
岩手南部森林管理署	大原林道外174路線	663	
岩手南部森林管理署遠野支署	琴畑林道外106路線	288	
宮城北部森林管理署	岩ノ目林道外155路線	482	
仙台森林管理署	横川林道外73路線	297	
小計(旧青森局)	1,934	6,338	
米代東部森林管理署	長木沢林道外344路線	879	
米代東部森林管理署上小阿仁支署	萩形林道外161路線	482	
米代西部森林管理署	倉の沢林道外176路線	452	
秋田森林管理署	仁別林道外183路線	592	
秋田森林管理署湯沢支署	元西馬音内沢林道外76路線	194	
由利森林管理署	滝の上林道外66路線	189	
庄内森林管理署	渡戸沢林道外86路線	268	
山形森林管理署	西五百川林道外92路線	316	
山形森林管理署最上支署	大沢川林道外142路線	470	
置賜森林管理署	明沢林道外59路線	159	
小計(旧秋田局)	1,395	4,003	
計	3,329	10,341	

令和8年度 国有林林道等交通安全指導業務対象路線

単位:m、箇所

署名	路線名	延長	片道/往復	安全指導延長	携帯通信調査		備考
					延長	箇所数	
金 木	長根山林道	2,800	往復	5,600			
	相内川林道	6,800	往復	13,600			
	尾別林道	3,300	往復	6,600			
	宮野沢林道	3,000	往復	6,000			
	金木山林道	2,900	往復	5,800			
	敷場沢林道	2,700	往復	5,400			金木山より分岐
	喜良市川林道	7,100	往復	14,200			
計	7	28,600		57,200			
青 森	阿弥陀川林道	4,100	往復	8,200			
	蓬田林道	4,000	往復	8,000			
計	2	8,100		16,200			
下 北	佐藤ヶ平林道	23,900	片道	23,900			起点より易国間へ抜ける
	西の股林道	2,000	往復	4,000			佐藤ヶ平より分岐
	易国間林道	10,200	片道	10,200			
	奥戸川林道	10,500	片道	10,500			起点より材木沢へ抜ける
	材木沢林道	17,200	片道	17,200			
計	5	63,800		65,800			
三八上北	明神(普通)林道	1,300	往復	2,600	1,300	2	
	烏帽子岳林道	1,300	往復	2,600	1,300	2	明神より分岐
	羽井内沢林道	3,500	往復	7,000	3,500	3	半堂沢へ接続
	半堂沢林道	2,500	往復	5,000	2,500	3	妙返沢へ接続
	妙返沢(戸来線)林道	600	往復	1,200	600	1	
	根花林道	1,000	往復	2,000	1,000	2	
	花木林道	5,400	往復	10,800	5,400	4	根花より分岐
計	7	15,600		31,200	15,600	17	
岩手北部	切通林道	4,000	往復	8,000			4.0km地点通行止め
	根花林道	8,800	一部往復	10,800			終点から芦名沢起点へ
	芦名沢林道	14,500	片道	14,500			
	深沢林道	4,200	片道	4,200			暮坪へ接続
	暮坪林道	9,700	片道	9,700			
	中台林道	1,400	往復	2,800			1.4km地点通行止め
	岩手山1号林道	2,700	往復	5,400			
	岩手山2号林道	1,700	往復	3,400			岩手山1号から分岐
	岩手山林道	6,600	片道	6,600			
	岩手山5号林道	500	往復	1,000			岩手山から分岐
	岩手山4号林道	2,200	往復	4,400			岩手山から分岐
	鍋越沢林道	8,200	往復	16,400			黒沢起点まで
計	12	64,500		87,200			
三陸北部	早池峰林道	3,000	往復	6,000			3.0km地点登山道入口まで
計	1	3,000		6,000			
盛 岡	大平林道	550	往復	1,100			
	大開一号林道	1,300	片道	1,300			横沢へ接続
	横沢林道	400	片道	400			北上山へ接続
	北上山林道	2,600	片道	2,600			
	山谷林道	4,500	片道	4,500			用途廃止区間(0.8km)含む
	荒沢林道	12,100	一部往復	22,700	12,100	8	併用含まず
	取染林道	7,900	片道	7,900	7,900	5	荒沢から分岐
	大平山林道	2,700	往復	5,400			赤倉沢へ接続、2.7km地点まで
	赤倉沢林道	4,000	往復	8,000			4.0km地点通行止め
	猪去林道	1,000	往復	2,000			1.0km地点通行止め
	男助林道	3,900	片道	3,900			
	北の沢林道	1,600	片道	1,600			
	山王海林道	2,650	往復	5,300			県道281号~矢巾西安庭線まで
	藤倉林道	4,150	往復	8,300			鍵あり
	虫壁林道	1,800	往復	3,600	1,800	2	鍵あり
計	15	51,150		78,600	21,800	15	
岩手南部	馬留林道	1,300	往復	2,600			
	蜂谷林道	1,050	往復	2,100			蜂谷へ接続
	荒沢林道	2,050	往復	4,100			荒沢へ接続
	中沼尻沢林道	2,000	往復	4,000			管理小屋まで
	本内川林道	16,500	往復	33,000			
計	5	22,900		45,800			

令和8年度 国有林林道等交通安全指導業務対象路線

単位:m、箇所

署名	路線名	延長	片道/往復	安全指導延長	携帯通信調査		備考
					延長	箇所数	
宮城北部	種沢林道	10,300	片道	10,300			柘沢へ接続
	榊沢林道	3,000	片道	3,000			小荒沢へ接続(貸道経由)
	小荒沢林道	3,200	片道	3,200			保野川へ接続
	保野川林道	17,300	片道	17,300			
	大滝川林道	2,500	往復	5,000			
	鹿原岳林道	800	往復	1,600			大滝川から分岐
	夕日沢林道	3,650	往復	7,300			鹿原岳から分岐、夕日沢へ接続
	大滝川林道	600	往復	1,200			
計	8	41,350		48,900			
仙台	横川林道	4,400	往復	8,800			民有地部分のみ
	定義林道	9,000	往復	18,000			
	熊沢林道	6,300	片道	6,300			
	北沢林道	4,300	往復	8,600			民有地部分のみ
	北太郎林道	3,000	往復	6,000			南太郎林道分岐まで
	小屋の沢林道	3,450	往復	6,900			併用林道分のみ
	神嶺林道	9,100	片道	9,100			
計	7	39,550		63,700			
米代東部	早口林道薄市支線	2,950	往復	5,900			
	早口林道	16,900	片道	16,900			田代相馬線へ接続
	田代相馬線	7,200	片道	7,200			岩瀬へ接続
	岩瀬林道	21,800	片道	21,800			
	岩瀬林道内町支線	2,900	往復	5,800			岩瀬から分岐
	夏越沢林道	550	往復	1,100			岩瀬から分岐
	西の又林道	6,000	往復	12,000			
	黒森林道	7,500	往復	15,000			西の又から分岐
	支根刈林道	7,000	往復	14,000			
	不老倉林道	3,200	往復	6,400			
	白山林道	2,900	往復	5,800			不老倉から分岐
	水晶山林道	4,700	往復	9,400			
	夜明島林道	16,500	往復	33,000			
長部林道	7,100	往復	14,200				
計	14	107,200		168,500			
上小阿仁	馬場目林道	1,600	往復	3,200			
	森吉林道	2,900	往復	5,800			
	榎帯林道	3,000	往復	6,000			膳滝へ接続
	膳滝林道	3,700	往復	7,400			3.7km地点通行止め
	連瀬沢林道	2,300	往復	4,600			
	安滝林道	4,600	往復	9,200			4.6km地点通行止め
計	6	18,100		36,200			
秋田	真昼岳林道	9,550	往復	19,100			
計	1	9,550		19,100			
湯沢	赤倉沢林道	1,650	往復	3,300			奥赤倉沢へ接続
	奥赤倉沢林道	2,350	往復	4,700			
計	2	4,000		8,000			
由利	鶯川林道	7,350	一部往復	10,600	7,350	5	県道分岐～起点(1068)～終点(1074)～県道分岐
	手代林道	14,000	往復	28,000	14,000	9	
計	2	21,350		38,600	21,350	14	
山形	根子川林道	6,500	往復	13,000			日暮沢避難小屋まで
計	1	6,500		13,000			
合計	95	505,250		784,000	58,750	46	